

枚方京田辺環境施設組合公平委員会傍聴規則

平成28年9月8日

公平委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行う公開の口頭審理又は会議（以下「審理等」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 審理等を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入し、委員会が傍聴席の数に応じて発行する傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、審理等の開始前に審理場又は会議場（以下「審理場等」という。）の入口において交付する。

3 傍聴人は、入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 傍聴券を持たない者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 凶器の類、その他危険のおそれのある物品を持っている者
- (4) プラカード、のぼり、旗その他審理場等に持ち込むことが不相当と認められる物品を持っている者
- (5) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用する等通常の服装をしない者
- (6) 前各号のほか、委員会において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、審理場等内において次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。

- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑その他審理等の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 委員会の許可を受けないで撮影、録音等を行わないこと。
- (7) 前各号のほか、審理場等の秩序を乱す行為をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第5条 委員会は、傍聴人がこの規則に違反し、審理場等の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

傍 聴 人 受 付 簿	
年 月 日	
氏 名	住 所

様式第2号（第2条関係）

（表）

（当日有効）				
	No. _____			
<table border="1"><tr><td>傍</td><td>聴</td><td>券</td></tr></table>		傍	聴	券
傍	聴	券		
年 月 日				
枚方京田辺環境施設組合公平委員会 印				

（裏）

<u>傍聴人の遵守事項</u>	
1	傍聴人は、次の事項を守ること。 （1） 傍聴席以外において傍聴しないこと。 （2） みだりに席を離れないこと。 （3） 飲食、喫煙等をしないこと。 （4） 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。 （5） 静かに傍聴し、私語、談笑その他審理の妨害になるような行為をしないこと。 （6） 委員会の許可を受けないで撮影、録音等を行わないこと。 （7） 前各号のほか、審理場の秩序を乱す行為をしないこと。
2	前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。